

## 共同研究計画書〔研究代表者用〕作成要領

共同研究計画書は、下記の要領で作成願います。

なお、申請の際は本計画書と企業等から機構長あて提出される共同研究申請書との内容に矛盾がないかを確認の上、併せて研究代表者より提出願います。

### 記

#### (1) 区分等

- ① 新規・継続（開始年度記入）の別をチェック
- ② 分担型【※】の場合又は、複数年度契約（契約終了年度記入）の場合にはチェック

#### 【※】

共同研究の種類（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構共同研究規程第3条）

- (1) 機構における共同研究（機構において、企業等から研究者及び研究経費、又は研究者のみを受入れて共同して行う研究）

- 企業等から、研究者を受入れ、機構において共同して研究を行う共同研究です。

研究料として一名6か月を超えて1年以内**420,000円**、6か月以内**210,000円**をいただくことにより、機構において、企業等の研究者に共同研究員としての身分が付され、企業等の研究者が、機構の施設を利用し、機構の研究者と共同して実験を行うことが可能になります。

平成19年度より共同研究員の方は、共同利用者支援システムにより各種申請が可能です。ただし共同研究の申請がなされていない場合、システムの利用申請ができませんので、共同研究の申込みを行った後にシステムに申請してください。

#### ※研究協力者の取扱いについて

標準の共同研究契約書においては、機構及び相手先において、契約書に記載されない研究協力者が共同研究に参加することを認めております。

この相手先の研究協力者については、機構において実験を行う場合、共同研究員と同様に共同利用者支援システムからユーザー登録を行うことになります。本システムにおいて、ユーザー登録の承認をする際に、研究協力課としても、研究協力者であることの事前の本人確認行為が必要となりますので、相手先の方が、研究協力者として、ユーザー登録が必要な場合につきましては、**研究協力者ユーザー登録申請書**に、研究協力者氏名等をご記入の上、研究協力課にご提出ください。

なお、民間等共同研究員として登録される企業の方からは研究員料を徴収しておりますが、研究協力者として申請いただいても研究員料を徴収することはありません。ただし、研究協力者ばかりが増えますと、機構の減収や、実験等の際のトラブルも予想されますので、相手先企業等とよく調整のうえ、ご提出いただけますようお願いいたします。

- (2) **【分担型】** 機構及び企業等における共同研究（機構及び企業等において共通の課題について分担して行う研究）

- 企業等の研究者は、企業等で研究を行い、機構においての研究は、機構の研究者が行う分担型の共同研究です。

研究料が必要なく、直接経費のみを企業等からいただくこととなります。直接経費の下限は0円でなければ、制限はありませんので、研究費の額を問わず共同研究を行うことが可能ですが、企業等の研究者は、機構の施設を利用した実験等に参加することができません。

#### (2) 研究題目及び概要の記入

#### (3) 【予算内訳】

直接経費・研究料ともに、共同研究申請書「5. 負担経費」を転記

#### 【支出予定額】

- ① 謝金：950円/1時間 ※連続3ヶ月以上の謝金支出はできません。その場合は、雇用となります。
- ② 人件費：給与・通勤手当・付帯経費の合計額
- ③ 外国旅費：外国出張に係る渡航費・滞在費、外国人招聘に係る渡航費
- ④ 外国会議参加料：外国で開催される会議の参加料
- ⑤ 国内旅費：国内出張費、外国出張に係る国内交通費・成田空港使用料、外国人招聘に係る滞在費
- ⑥ 国内会議参加料：国内で開催される会議の参加料
- ⑦ 研究費：備品費・消耗品費等の合計額
- ⑧ 運営共通費：企業等から受け入れる研究員

研究期間が6か月を超えて1年以内 70,000円/1人

研究期間が6か月以内 35,000円/1人

⑨ 消費税：①謝金～④外国会議参加料の支出予定額合計の5%を計上（千円未満切上）

#### 【収入予定額】

直接経費/研究料については、共同研究申請書「5. 負担経費」総額のうち、

研究期間が6か月を超えて1年以内

研究料（420,000円/1人）に係る運営共通費（70,000円/1人）を差し引いた額を記入

研究期間が6か月以内

研究料（210,000円/1人）に係る運営共通費（35,000円/1人）を差し引いた額を記入

#### (4) K E Kの研究組織

共同研究者等（技術職員を含む）全員の氏名、所属部局、職名、役割分担について記入し、研究代表者については※印を付す。

※ 現在のところ、技術職員におかれましては、分担型の共同研究のみ認めております。

#### (5) 企業等の研究組織

① 機関名・住所・事業内容の記入

② 共同研究員数はK E Kで受け入れる人数を記入し、分担型の場合には企業等において共同研究を行う人数を（ ）に記入

③ 分類は、該当するものをチェック

地方公共団体・・・地 財団・社団法人、研究組合及び商工会議所等民間団体・・・団

公団・特殊法人・・・公 一般の会社・・・会 その他・・・他

④ 規模は、分類欄で「会」としたもののうち、大企業か中小企業の別を記入

大企業・・・大 中小企業・・・中（※）

※官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号 最終改正平成11年法律第160号）第2条第1項に規定する「中小企業者」。

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第2号の3までに掲げる業種及び第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる業務として営むもの

(2の2) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業をして営むもの

(2の3) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）

#### (6) 共同研究実施施設及び使用設備

研究実施場所の施設の名称及び設備の名称を記入し、企業等から設備の持ち込みがある場合には、名称等記入

## 共同研究申請書作成要領

1. 申請書は、本機構の教員を経て提出してください。
2. 申請書の内容は、本機構の教員が作成する「共同研究計画書」と合致するように、充分打ち合わせの上作成してください。
3. 標題の（新規・継続）の欄は、該当するものを○で囲んでください。
4. 機関名、代表者の職名等は、省略することなく記入してください。（契約書に記載しますので正確に記入してください。）
5. 代表者の印は、必ず社印及び代表者印を使用してください。
6. 「1. 共同研究の概要等（3）研究（希望）期間」は、申請日より約3週間後からの日付を目安に記入してください。
7. 「2. 研究者氏名等」は、本機構において受け入れる方についてご記入してください。
8. 「5. 負担経費」内訳の研究料は、「2. 研究者氏名等」に記載の方につき研究期間が6か月を超えて1年以内 420,000 円／1人、6か月以内 210,000 円／1人です。  
なお、複数年度契約の場合は契約終了年度までの総計を記入し、「複数年度契約における負担経費の納付予定」を添付してください。
9. 「6. 研究用設備の持込み」は、備品等の大型設備、装置又は機器等を持ち込む場合のみ記入してください。
10. 「7. その他（1）契約締結者名」は、申請者と異なる場合のみ記入してください。契約書に記載しますので、正確に記入してください。
11. 「7. その他（2）事務連絡先」は必ず記入してください。
12. 申請書を提出後、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに文書にて申請者名で通知してください。

### 【連絡先】

大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構  
総務部研究協力課産学公連携・知財係  
TEL. 029-864-5125  
FAX. 029-864-4602  
E-mail : kenkyo2@mail.kek.jp